

日時・場所	令和4年5月23日（月）15時30分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、武内病院事務部長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

<市長挨拶>

○21日（土）、須原のゆりかご水田の田植え体験に行ってきた。世界農業遺産登録をめざしておられるということで、市としてもバックアップしていきたい。

2. 議題

【審議事項】

①財産の取得について

地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、消防ポンプ自動車取得に関する議決を求める。

②野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年4月28日付けの住民監査請求に係る監査結果について、監査委員より「病院設置条例について、解釈の違いを生じさせない」ようにする必要性が示されたこと、また病院事業管理者を設置するため、当該条例に関して所要の改正を行うものである。

→6月議会の初日追加提案で委員会付託するのか。

→本件の内容に鑑みて、委員会付託をお願いしたいと考えている。

→住民監査請求に対する監査結果、委員指摘事項は大事であるが、これまでは、この条例で「どこに病院を整備するのか」を明らかにすることで、手続きが進められてきた。整備場所がまだ決定していない段階で敢えてこの条例を改正するのはかえって混乱するのではないか。

→監査委員の指摘を真摯に受け止め、当面の対応として市民病院の位置は、現状の市立野洲病院の位置とした。

→この条例は当初、駅前に病院を整備することを位置付けるため制定されたもので、今回と状況は違うし、順番も違うのではないか。

→当面の考え方として、現状の市立野洲病院を本来の設置条例のあり様に戻していき、そして新しい整備場所は次の9月議会で機関決定いただく予定であり、今後、建設事業予算にあわせて新たな整備場所を位置付ける条例改正の提案をさせていただく。

→監査委員の意見を踏まえて改正するという説明だが、議会でも認められた条例であり、今改正するのはタイミングとしてどうか。

→整備場所が決まっていないから、一旦は現状の市立野洲病院にするということか。

→そうである。

→そうなれば、今条例で病院の設置場所となっているAブロックの土地は普通財産となるが、新たな場所が決まってから事業予算と条例改正をセットで提案すれば良いのではないか。

→「病院事業を行う施設の名称及び位置」を、市立野洲病院にすることで施設基準が満たされて

いないところがあるが、国に問いあわせて問題はないということなのか。

→現行の条例においては、付則が適用されており、対応については県にも説明している。

→現状について市民のみなさんに正確にお示しするという意味でも、本来の設置条例のあり様に戻すことは大切。担当課では今日出た意見を踏まえて対応いただくということで、原案のまま進めていただきたい。(副市長)

③野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例について

野洲市病院事業において、より専門的観点から経営及び事業管理を図るため、令和4年7月1日から病院事業管理者を設置することに伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、新規に条例を制定し、病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定める。

→新たな管理者を置くことで、病院会計に負荷はかからないのか。

→新病院を設置するまでの間は市長が責任を負い、管理者を置かないという整理だったと認識しているが、今の状況で管理者を置いて負荷がかからないか。

→こういう時だからこそ、きちっと管理者を置き、一日も早く病院を整備していくのが良いとかねてより申し上げていた。私は病院設置者として責任を負う。(市長)

→市立野洲病院の経営がうまくいっており、統計的に人件費率が高いと言われている中でも管理者を置く必要があるのか。

→経営はうまくいっているが、新病院の整備に向け強化し、よりうまくいくように、という考えで設置条例を改正し、しかるべき方に管理者をお願いしたいと思っている。(市長)

3. 次回部長会議の予定

5月30日(月) 8時45分～ 庁議室

4. 閉会